

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年12月5日（平成28年（行個）諮問第176号）

答申日：平成29年4月17日（平成29年度（行個）答申第10号）

事件名：本人の申告に係る申告処理台帳の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「私が平成28年特定期間に特定労働基準監督署へ申告した特定事業場に対する労働基準法に反する事への申告の調査や改善指導の件」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年8月17日付け兵庫個開第88号により兵庫労働局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

特定労働基準監督署に対して申告した特定事業場は現存しているが、開示対象にかかる保有個人情報を保有していないため開示しないことはありえないため。

パワハラや無免許運転をした当事者の特定個人は退職している。

後日、特定労働基準監督署の副署長の特定職員と会うが、その前に申告書を職員が書かなかった。

##### （2）意見書

審査請求人から、平成29年1月10日に意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が審査請求人から提出されていることから、その内容は記載しない。）。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求人」とい

う。)は、平成28年7月27日付けで処分庁に対して法12条1項の規定に基づき「請求人が平成28年特定期間に特定労働基準監督署へ申告した特定事業場に対する労働基準法に反する事への申告の調査や改善指導の件」に係る開示請求を行った。

これに対して、処分庁は本件対象保有個人情報を持っていないとして、平成28年8月17日付け兵庫個開第88号により不開示決定(原処分)を行ったところ、請求人がこれを不服として、同月31日付け(同年9月6日受付)で審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、本件対象保有個人情報を保有していないとして、法18条2項の規定により不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

## 3 理由

### (1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、存在するとすれば、請求人から特定期間に特定労働基準監督署に対して行われた特定事業場において労働基準法(昭和22年法律第49号)等の違反があったとした情報提供に基づき作成された特定事業場にかかる申告処理台帳と判断した。

労働基準法では、104条1項の規定により、労働者は事業場に法令の違反がある場合においては、労働基準監督官にその事実を申告することができることとされており、労働基準監督官が申告を受理した場合、対象となる事業場に対し臨検監督等の方法により、労働基準法等関係法令違反の有無を確認し、法違反等が認められた場合には、その是正を指導しているところであるが、申告処理台帳は、かかる申告事案の処理状況及びその経過が記載された文書である。

### (2) 本件対象保有個人情報の存在について

請求人が主張する本件対象保有個人情報の存在について、処分庁を通じ特定事業場を管轄する特定労働基準監督署に確認したところ、請求人から特定期間に特定事業場にかかる申告は受理しておらず、したがって申告処理台帳も作成しておらず、存在しないことが認められた。

以上のことから、本件対象保有個人情報を保有していないとの処分庁の決定は諮問庁としても是認し得るものである。

## 4 請求人の主張に対する反論について

請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「特定労働基準監督署に対して申告した特定事業場は現存しているが、開示対象にかかる保有個人情報を保有していないため開示しないことはありえないため」等と主張しているが、請求人の主張には特定労働基準監督署が本件対象保有個人情報を保有しているという具体的な根拠がなく、また、本

件対象保有個人情報保有していないことについては、上記3(2)のとおりであるので、諮問庁の判断を左右するものではない。

#### 5 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |                   |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成28年12月5日 | 諮問の受理             |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ | 平成29年1月10日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 同年3月9日     | 審議                |
| ⑤ | 同年4月13日    | 審議                |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件対象保有個人情報は、「私が平成28年特定期間に特定労働基準監督署へ申告した特定事業場に対する労働基準法に反する事への申告の調査や改善指導の件」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報を保有していないとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対し、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

##### 2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 諮問庁は、理由説明書(上記第3の3(2))において、本件対象保有個人情報を保有していないことについて、処分庁を通じ特定事業場を管轄する特定労働基準監督署に確認したところ、審査請求人から特定期間に特定事業場に係る申告は受理しておらず、したがって申告処理台帳も作成しておらず、存在しないことが認められたことから、本件対象保有個人情報を保有していないとの処分庁の決定は諮問庁としても是認し得るものであると説明する。

(2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、更に詳細な説明を求めさせたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 審査請求人は、平成28年特定期間内に特定労働基準監督署に対して、特定事業場に関する相談を行っているが、当該相談内容は、労働基準関係法令違反に関するものではなかったため、労働基準法104条に基づく申告に該当しなかったものである。

イ 本件開示請求は、平成28年特定期間内の特定月日付けで行われているところ、当該時点では、審査請求人からの特定事業場に関する申告は行われていなかったことから、申告処理台帳も作成されてい

ない。

ウ 処分庁においては、本件開示請求を受け、念のため、特定労働基準監督署の事務室内を探索する等により本件対象保有個人情報の有無を確認したところ、本件対象保有個人情報は存在しなかった。

エ なお、審査請求人は、平成28年特定期間後に特定労働基準監督署に対して、特定事業場における労働基準関係法令違反についての申告を行っており、処分庁は、別途、審査請求人より当該申告に係る保有個人情報の開示請求を受け、一部開示決定を行っている。

(3) 上記(1)及び(2)の諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、また、審査請求人から、これを覆すに足る主張、根拠が示されているとは認められない。

また、上記(2)ウの文書探索の範囲及び方法も不十分であるとは認められない。

したがって、兵庫労働局において、本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明は、首肯できる。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、兵庫労働局において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子